

固定資産税に関するお知らせ

家屋の新築、増築、取壊し、未登記家屋の所有権移転について

【新・増築の 家屋調査にご協力を】

町では固定資産税の適正課税のため、新築または増築された住宅、物置、倉庫などの家屋を対象に「家屋調査」にお伺いしています。家屋を新築・増築される際には下記までご連絡ください。

【登記されていない家屋を 取壊した際には届け出を】

法務局に登記をしていない建物を取壊した場合には、届け出をお願いします。届け出がされない限り、建物がなくなっても課税される場合がありますのでご注意ください。また、法務局に登記されている建物を取壊した場合に、法務局で「滅失登記」の手続きを行ってください。

【登記されていない家屋の所有権移転があった際には届け出を】

相続や贈与、売買などにより、法務局に登記をしていない家屋の所有権移転があった場合には、「未登記家屋の所有権移転届」の届け出を下記までお願いします。

届け出がされない場合、引き続き元の所有者へ課税される場合がありますのでご注意ください。

【住宅用地の特例について】

住宅が建っている土地には、土地の固定資産税額が1/6または1/3に軽減される「住宅用地の特例」が適用されます。この特例を受けるためには「住宅用地の申告書」を提出いただく必要があります。なお、すでに特例が適用されている土地については建て替え等をしない限りは必要ありません。

※「住宅用地の特例」は、住宅の種類、規模、土地の規模により適用の範囲が異なります。

物置や車庫など簡易な 家屋への課税について

簡易な物置や車庫でも、外気分断性、用途性、土地への定着性を備えていると家屋として課税されます。土地への定着性の判断については、東石による簡易な設置でも、家屋本体と東石とが羽子板ボルトなどの金具で固定されている場合は課税されます。木造のものだけでなく、ホームセンター等で購入できるプレハブ式のものも課税されます。

【届け出・問い合わせ先】

- ・財務課 課税第二係
☎0137-62-2114
- ・地域振興課 税務係
☎01398-2-3111



5月31日(水)は、 自動車税の納期限です



- 納期限までに納められないご事情がある場合は、必ず次の連絡先に相談してください。
- インターネットを利用したクレジットカード納税を開始します。詳しくは、次の連絡先にお問い合わせください。

【渡島総合振興局納税課】

函館市美原4丁目6番16号 ☎0138-47-9403

新規・解体撤去・ リフォーム追加彫刻… 墓石のことなら ご相談ください!

お任せ下さい!!

洋型・和型墓石も各種展示いたしております。

高橋石材工業株式会社

〒049-3122 北海道二海郡八雲町花浦78
TEL(0137)62-2960 FAX(0137)63-2266

（広告）

不用品交換コーナー

4月15日時点

ゆずります

これまでの成立件数 **68**件

- ・かご ・茶筆筒
- ・キーボードピアノ
- ・プリンター (栽培用)
- ・家庭用生ごみ処理機

ゆずってください

これまでの成立件数 **32**件

- ・冷蔵庫 ・プリンター ・液晶テレビ

【申請方法】企画振興課、熊石総合支所住民サービス課、落部支所にて申請書を備え付けていますので、手続きを行ってください。

※町ホームページからも簡易登録申請が可能です。

【問い合わせ先】

企画振興課協働推進係 ☎0137-62-2300